～児童手当について～

1．支給対象

高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2．支給額

児童の年齢	児童手当の額 （１人当たり月額）
３歳未満	一律15,000円
３歳以上 高校生年代修了前	一律10,000円
第3子以降	一律30,000円

※　「第3子以降」とは、大学生年代まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、３番目以降をいいます。
※　大学生年代のお子さんについては経済的負担をしている場合のみ対象となります。

3．　支給時期

原則として、毎年偶数月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。
例）６月の支給日には、4～５月分の手当を支給します。

4．　申し出があった方についての学校給食費や保育料などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※　学校給食費などの徴収を実施するかどうかは、各市町村で異なります。

児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

1．原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。

2．　父母が離婚協議中などにより別居している場合場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します。**

3．　父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。**

4．　児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します。**

5．　児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します。**

手続の方法は…

1．はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。
市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めにお願いします。

※　請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※　認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

「子育てワンストップサービス」について

「子育てワンストップサービス（ぴったりサービス）」を利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に!

15日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。
申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1．お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です!

※　里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2．他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

〇公務員になった場合
〇退職等により、公務員でなくなった場合
〇公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※　申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

2．続けて手当を受ける場合

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

（現況届の提出が必要な方）
- 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- 支給要件児童の戸籍がない方
- 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- その他、市区町村から提出の案内があった方

※　現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※　現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

3．以下の１～６に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1．児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**

2．受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）

3．受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**

4．一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**

5．受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）

6．国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から**「父母指定者」**の指定を受けるとき

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

4．令和6年10月から児童手当制度が変わります。

1. 支給対象が拡大します

0歳～中学校修了までの子を養育している方 （15歳到達後の最初の年度末まで）	▶ 0歳～高校生年代までの子を養育している方 （18歳到達後の最初の年度末まで）

2. 所得制限が撤廃されます

所得制限
所得制限限度額、所得上限限度額あり

手当月額

3歳未満		月 15,000円
3歳～小学校修了まで	第一・二子	月 10,000円
	第三子以降	月 15,000円
中学生		月 10,000円

※児童を養育している方の所得が所得「制限」限度額以上、所「上限」限度額未満の場合には、特例給付として月5,000円を支給。
※第三子以降の算定対象は18歳到達後の最初の年度末まで。

▼

所得制限
所得制限なし

手当月額

3歳未満	第一子・第二子	月 15,000円
	第三子以降	月 30,000円
3歳～18歳 18歳到達後の最初の年度末まで	第一子・第二子	月 10,000円
	第三子以降	月 30,000円

※特例給付は無くなり、受給者全員が上記の支給額に。
※第三子以降の算定対象は22歳到達後の最初の年度末まで。

3. 偶数月（年6回）に支給されます

支給月 2月・6月・10月（年3回） ※各前月までの４か月分を支給	▶ 支給月 2月・4月・6月・8月・10月・12月（年6回） ※各前月までの２か月分を支給

児童手当制度のご案内

現況届が原則提出不要となりました！

〒028-8407
田野畑村田野畑143番地1
田野畑村役場　住民生活課
TEL：34-2114　　FAX：34-2632

こども家庭庁・都道府県・市区町村